

# 八雲町ジェンダー平等プラン(素案)

(第3次八雲町男女共同参画プラン)

令和7年度～令和16年度

八 雲 町



## 目 次

1	プランの策定趣旨	1 P
2	プランの名称と推進期間	2 P
3	アンケート調査に見る変化と現状	4 P
4	プランの基本方針	6 P
5	プランの重点目標と推進策	8 P
	基本方針Ⅰ 一人一人の人権が尊重されるまち	
	基本方針Ⅱ 多様性を認め合うジェンダー平等のまち	
	基本方針Ⅲ すべての世代がともに支え合うまち	
	基本方針Ⅳ 誰もが安全・安心に暮らせるまち	
※	用語解説	22 P



# 1 プランの策定趣旨

平成11年(1999年)に「男女共同参画社会基本法」が制定され、「幸せに生きたい!」という、誰もが持つ共通の願いの実現と、男性も女性も、お年寄りも子どもも、みんなが個人として尊重され、元気に明るく、生き生きと暮らせる優しいまちになることを願い、平成17年(2005年)に「八雲町男女共同参画プラン」を策定しました。

その後、平成27年(2015年)には、人権重視を基本に、これからの社会を担う次世代のために、子どもの男女共同参画やあらゆる暴力の根絶、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画、防災分野等における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進を特に重視して、「第2次八雲町男女共同参画プラン」を策定しました。

こうした取組を進める中、少子高齢化、人口減少社会が進行しており、地域社会の活力を維持していくためには、男女ともに一人一人が、その個性に応じた多様な能力を発揮できる社会を構築していくことが一層不可欠になっています。

他方では、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどの様々な暴力や人権侵害が身近に顕在化しており、あらゆる暴力を容認しない社会づくりの重要性に鑑み、国は平成13年(2001年)に、人権の擁護と男女平等の実現を図るために、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要であるとして、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を制定しました。

また、令和2年(2020年)からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、生活不安やストレスに起因するDV等の増加・深刻化、女性が多く占める飲食などのサービス分野における雇用の危機などが指摘されました。一方では、オンラインを活用した在宅勤務など、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革に視点を当てた新たな可能性も広がってきています。

さらに、令和5年(2023年)には、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、これに寛容な社会の実現に資することを目的として、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が制定されました。

本プランは、関係法令の趣旨や八雲町における男女共同参画社会の進捗状況、八雲町を取り巻く社会情勢、時代の変遷等を踏まえるとともに、アンケート調査における町民の意識の変化に留意して、“すべての町民が自らの意志で、個性と能力を発揮できる多様性が輝くまちづくり”を目指して策定するものです。

加えて、本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」として策定するものです。

## 2 プランの名称と推進期間

### 1 プランの名称

---

社会における人々の意識の中に形成された固定的な役割分担意識等から、実際に存在する男女格差、国際的にみても遅れている政策や方針の決定プロセスへの男女参画の現状など、解決すべき課題が多く残されています。

平成11年(1999年)に制定された「男女共同参画社会基本法」は、女性と男性が互いに人権を尊重し、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現するために、社会のあらゆる分野において、国、地方公共団体及び国民の取組を推進することを目的としています。

こうした考えの下、社会全体で取り組んでいる中、平成27年(2015年)9月、国連持続可能な開発サミットにおいて「持続可能な開発目標“SDGs”」が、国際社会全体の開発目標として、全会一致で採択され、令和12年(2030年)を期限とする包括的な17の目標(ゴール)が設定されました。これには、地方自治体も参加することが求められています。

この中に「目標5 ジェンダー平等を実現しよう：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」が掲げられています。

国の「SDGsアクションプラン2020」においても、政府によるSDGsを推進するための主な取組の一つとして、「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」が掲げられています。

このような中、令和5年(2023年)に、すべての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティに関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に則り、不当な差別があってはならないものであるとの認識の下、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを基本理念とした「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が制定されました。この中で、地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、住民の理解の増進に関する施策を策定し実施するように努めることとされています。

第3次プランは、こうした社会の進展をとらえ、すべての女性が能力を最大限に発揮することができ、性別にかかわらず、すべての人に平等な機会が与えられる社会をつくるという「ジェンダー平等」の実現に向けたプランであることをより明確にするために、名称を「八雲町ジェンダー平等プラン(第3次八雲町男女共同参画プラン)」と称します。

## 2 推進期間

---

令和7年度(2025年度)から令和16年度(2034年度)の10年間を推進期間とし、それぞれの目標達成に向けて各種施策に取り組めます。

また、5か年経過時には、住民の意識調査を実施するとともに、施策の進捗状況を把握するほか、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じてプランの見直しを行います。

### 3 アンケート調査に見る変化と現状

#### 1 アンケート調査の概要

---

- 1 調査名 第3次八雲町男女共同参画プラン策定に関するアンケート調査
  - 2 調査対象者 10代以上の八雲町民
  - 3 調査時期 令和6年(2024年)6月17日～7月16日
  - 4 調査方法 webフォーム及びアンケート用紙
  - 5 回答者数 232人(web211人、用紙21人)
- ※ 前回調査 平成26年(2014年)9月、20代以上、147人

#### 2 変化と現状

---

##### 1 人権尊重の意識

「あなたの身の周りでは、人権は守られていると思いますか。」の質問に対し、「家庭生活」において「守られている」の回答が前回38.0%から今回55.2%に17.2ポイント上がった。

家庭生活中で人権は守られている	R6(2024)	H26(2014)
守られている	55.2%	38.0%
ある程度守られている	35.3%	44.7%
あまり守られていない	5.2%	2.0%
守られていない	2.6%	2.7%
どちらとも言えない	0.9%	8.0%
わからない(前回：その他)	0.9%	4.7%

##### 2 男女平等の意識

「『男は仕事、女は家庭』といった役割を固定化した考え方について、あなたはどのように思いますか。」の質問に対し、「賛成しない」の回答が前回26.2%から今回67.7%に41.5ポイント大幅に上がった。

男は仕事、女は家庭の役割固定	R6(2024)	H26(2014)
賛成する	4.7%	5.0%
賛成しない	67.7%	26.2%
どちらとも言えない	26.3%	54.6%
わからない	1.3%	5.7%



### 3 人権侵害について

#### (1) ドメスティック・バイオレンスについて

「あなたは、ドメスティック・バイオレンスを受けたり、身近で見聞きしたりしたことがありますか。」の質問に対し、「ある」の回答が34.5%だった。

#### (2) セクシュアル・ハラスメントについて

「あなたは、セクシュアル・ハラスメントを受けたり、身近で見聞きしたりしたことがありますか。」の質問に対し、「ある」の回答が45.7%だった。  
(いずれも前回調査なし)

### 4 性的マイノリティについて

「あなたは、性的マイノリティ(LGBTなど)という言葉を知っていますか。」の質問に対し、「言葉も意味も知っている」の回答が77.6%と高い数値になった。

「現在、性的マイノリティの方々にとって、偏見や差別などにより生活しづらい社会だと思いますか。」の質問に対し、「そう思う」の回答が33.6%、「どちらかといえばそう思う」の回答が42.7%であり、合計で76.3%と高い数値になった。  
(いずれも前回調査なし)

偏見、差別で生活しづらい社会と思うか	R 6 (2024)
そう思う	33.6%
どちらかといえばそう思う	42.7%
どちらかといえばそう思わない	6.9%
そう思わない	5.6%
わからない	11.2%

※ アンケート調査結果の全容は別添資料に取りまとめています。

## 4 プランの基本方針

### 1 プランの基本方針

---

#### **基本方針Ⅰ 一人一人の人権が尊重されるまち**

人間として保障されなければならない自由、平等な権利である「基本的人権の尊重」は、日本国憲法で保障されています。

すべての人が、性別を問わず、それぞれ独立した個人として尊重され、幸せに生きていくことが社会の根幹をなすものです。

人権尊重やジェンダー平等の意識づけを高めるための教育環境の整備を行い、性別などにより不平等な扱いを受けることなく、一人一人が大切にされるまちづくりを目指します。

#### **基本方針Ⅱ 多様性を認めあうジェンダー平等のまち**

人が自分らしく生きるために、社会的にも経済的にも自立した生活を送ることは重要なことです。

そのためには、性別にかかわらず、仕事、家庭生活、地域活動において、自立した個人として責任と喜びを分かち合うことが必要です。

職場における労働環境の整備やワーク・ライフ・バランスを推進し、男女がともに子育てや介護に参加するための支援を充実し、生きがいを持って社会参加できる環境を実現するため、家庭と仕事、地域活動との両立に関する意識啓発を進め、男女が相互に協力し、支えあい、生き生きと暮らせるまちづくりを目指します。

#### **基本方針Ⅲ すべての世代がともに支え合うまち**

少子高齢化が進み経済社会が急速に変化する中、社会の様々な場面で弱い立場にいる人が、さらに困難な状況に陥り、悪循環に苦しむことのないようまちづくりを進めていくことが重要です。

高齢者や障がい者が安心して暮らせるよう、また、生活困窮になりがちなひとり親家庭の自立支援はもとより誰もが安心して妊娠、出産、子育てに向き合えるよう環境を整えていく必要があります。

生涯を健やかに暮らし、持てる力を発揮し続けることができるよう、町民一人一人が健康づくりに取り組み、心豊かに楽しく暮らせるまちづくりを推進していくことが重要です。

#### **基本方針Ⅳ 誰もが安全・安心に暮らせるまち**

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等に悩む人、さらには、子どもへの虐待やネグレクト等も増加しており、深刻な社会問題になってい

ます。

これらの暴力は、明らかな人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を妨げる大きな要因となっていることから、人権擁護の視点に立って、暴力を許さない社会の構築を目指します。

また、被災時の避難所における町民それぞれのニーズの違いや復興段階における性別や多様性からなる問題など、ジェンダー平等の視点を取り入れた防災対策を推進し、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりを目指します。

## 5 プランの重点目標と推進策

### 基本方針Ⅰ 一人一人の人権が尊重されるまち

#### 重点目標 1 社会における制度や慣行の見直し・意識改革

「女性だから、男性だから」といった固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・無意識な思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、未だ人々の意識の中に根強く存在し、ジェンダー平等社会の実現を妨げる大きな要因の一つになっています。

こうした意識の改革や性差に対する偏見の解消を図るためには、行政のみならず、様々な主体が協働して、情報提供や啓発活動の充実に努め、ジェンダー平等の社会づくりを推進していくことが重要です。

ジェンダー平等社会実現のため、年代や性別、ライフステージに応じて、一人一人が考えることができる機会を多様な媒体や方法により提供し、人権尊重を基盤としたジェンダー平等の意識づくりを推進します。

このため、研修会や講演会などの啓発活動により、地域団体や企業等の理解促進を図り、町民全体の意識改革を進めます。

また、多様な出版物や掲示物を活用し、ジェンダー平等や男女共同参画の意識の向上を図ります。

さらに、ジェンダー平等社会の実現に向け、その進捗状況と課題等を把握するために、アンケート調査を実施します。

#### 【主な取組】

取組内容	所管
ジェンダー平等、男女平等に関する情報の提供	社会教育課
ジェンダー平等、男女平等に関する意識や推進状況調査の実施	

#### 【推進指標】

指標内容	現状	目標値
社会通念やしきたり、慣習等で「男女平等」と感じている人の割合	20.7%	50.0%
「男は仕事、女は家庭」といった役割を固定化した考え方に「賛成しない」人の割合	67.7%	80.0%

## 重点目標2 ジェンダー平等の視点に立った教育と学習の充実

ジェンダー平等の社会を実現するためには、性別や性的指向、年齢、障がいの有無などにとらわれず、誰もが個人として尊重され、お互いに対等な存在として認識することが大切です。

このような高い意識を持ち続けるために、感受性豊かな子どもの時代から、人権尊重とジェンダー平等観を育成することは、将来にわたって豊かな人間関係を形成し、将来の生き方の可能性を広げることにつながります。

学習指導要領では、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働することが求められており、各学校においては、こうした理念を踏まえた教育課程を編成し、教育活動のあらゆる場面において教育実践が積み重ねられています。

また、学校教育の場においては、自らの性について悩み苦しむ、自己肯定感を持たず、本来の姿を表現できずにいる子どもへの対応と配慮は極めて重要です。

こうした認識の下、学校教育や社会教育などにおいて、様々な性別、年齢の町民に対して、ジェンダー平等の視点に立った教育と学習機会の提供に努めます。

### 【主な取組】

取組内容	所管
ジェンダー平等、男女平等に関する研修会や講演会等の開催	総務課
ジェンダー平等、男女平等に関する学校教育活動の充実	社会教育課 学校教育課

## 基本方針Ⅱ 多様性を認め合うジェンダー平等のまち

### 重点目標 1 家庭生活におけるジェンダー平等の推進

働く女性の増加に伴い共働きの世帯が増加し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を図っていくことが重要になっており、仕事と子育てや介護の両立を図るために、男性の家事や育児への積極的な参画や社会的な支援の充実が求められています。

ワーク・ライフ・バランスを実現することは、一人一人が望む生き方を求めて、人生を豊かなものにしていく上でも重要なことです。

家庭における固定的な性別役割分担意識も依然として大きな課題となっており、家事や子育てにおける偏った役割と責任が依然として残っている中、近年では家事に付随する様々な事柄（いわゆる名もなき家事）の多くを女性が担っていることも浮き彫りになってきています。

このような事態は、女性が働く場において活躍することを難しくするとともに、一方では、男性が家事に不慣れになったり、地域とのつながりに乏しく孤立しがちになったりしてしまう状況を招くことになります。

こうしたことから、すべての人が、性別に関わらずに仕事と家庭の両立ができるよう、また、女性が出産しても働き続けることができるよう、男性が家事や子育てに参画するなど、当事者はもとより社会全体で意識改革を図っていくことが重要です。

このため、研修会や講演会などの啓発活動により、地域団体や企業等の理解促進を図るとともに、多様な出版物や掲示物を活用し、ワーク・ライフ・バランスや家庭生活における男性の家事などへの参画意識の高揚を図る取組を推進します。

#### 【主な取組】

取組内容	所 管
保護者等を対象とした家事や子育て参画に関する講習会等の開催	保健福祉課
ワーク・ライフ・バランスに関する意識の啓発	住民生活課 商工観光労政課

#### 【推進指標】

指標内容	現状	目標値
家庭生活上で「男女平等」と感じている人の割合	39.7%	50.0%

## 重点目標 2 職場におけるジェンダー平等の推進

少子高齢化の進行により労働人口の減少が進む中、経済の成長を継続していくためには、性別にかかわらずすべての人が能力を発揮し、活躍できる職場づくりを推進していくことが重要です。

しかしながら、未だ社会においては、「男は仕事」という考えの下、男性中心の働き方を前提とした長時間労働などの職場慣行が根強く残っており、家事や子育て、介護について、女性に多くの負担がかかる傾向が続いています。

このため、固定的な性別役割分担意識や男性の長時間労働を前提とした働き方を見直す機運を醸成していくことが重要です。

他方、職場での性別を理由とした差別的な扱いや妊娠・出産・育児休業等を理由とした不利益な扱いなども依然として存在すると考えられることから、働きたい女性が意欲をもち、自らの能力を発揮できるよう、社会と職場の環境を整えていくことが重要です。

また、一次産業を含む自営業を営む家族においては、女性が生産や経営活動に重要な役割を担っているが、十分に評価されていない場合があることから、女性の社会的地位や経済的地位の向上に向けて取り組んでいくことが大切です。

こうしたことから、男性も女性も働き続け、持続可能な働き方で職場の環境を整えることができるよう、育児休業制度や介護休業制度について、企業や地域団体に広く周知し、意識啓発と制度の理解普及に努めるとともに、働く女性が職場や家庭、地域において、自らの価値を認め、豊かに暮らしていけるよう学習する場の提供や支援に努めます。

また、マタニティ・ハラスメントなどの防止や女性の労働を取り巻く諸問題の解決に向けた情報の周知を推進します。

### 【主な取組】

取組内容	所管
育児休業制度等に関する情報提供	商工観光労政課
一次産業に従事する女性活動グループへの支援	水産課 農林課

### 【推進指標】

指標内容	現状	目標値
家族経営協定の締結数	28件	40件
職場で「男女平等」と感じている人の割合	31.0%	50.0%

### 重点目標3 地域社会におけるジェンダー平等の推進

人口減少が進展する中においては、これまで以上に性別に関わらず、多くの人々が様々な活動に参画し支え合っていくことが求められる中、地域における団体活動やイベントでは、多くの活動における様々な役割を女性が担っていますが、団体の長などの役職は男性で占められている状況にあります。

また、ライフスタイルの多様化などにより、町内会をはじめとする地域団体が担い手不足に直面しています。

持続可能で活力あるまちづくりを着実に推進するためには、多様な人材が地域で活躍できることが重要であり、地域における団体等においては、女性も指導的な役割を担って活躍する機運を醸成することが大切です。

このため、性別や年代に関わらず、より多くの町民による地域活動への参画が図られるよう、異世代交流や学習機会等の提供に努めます。

#### 【主な取組】

取組内容	所管
異年齢や多世代交流事業の実施	社会教育課
町内会活動への女性参加に向けた研修会等の開催	地域振興課



## 重点目標4 政策・方針決定への女性の参画とリーダー育成

政策・方針の決定プロセスに女性の参画を拡大することは、多様な視点や価値観を取り入れることが可能になり、一人一人の人権を擁護するだけでなく、社会の多様性と活力を高めることになり、すべての人が暮らしやすい社会の実現と重なり、将来にわたって活力ある地域を維持向上させていくことにつながります。

こうした認識の下、子育てや教育、まちづくりなど、町民の生活に密着した行政に関して、多様で柔軟な意見を発信し、より充実した行政サービスを展開することができるよう女性の参画を進めます。

八雲町職員における女性管理職の比率は、令和6年度(2024年度)当初12.5%であり、また、各種審議会における女性登用の比率は、同時期25.4%となっていることから、引き続き、町政への女性の積極的な参画を推進します。

### 【主な取組】

取組内容	所管
関係機関や団体への女性推薦の働きかけ	審議会等所管課

### 【推進指標】

指標内容	現状	目標値
町の審議会等における女性委員等の割合	25.4%	30.0%
町の管理職(課長級以上)における女性の割合	12.5%	30.0%
男性町職員の「育児休業」の取得人数	2人	5人

## 基本方針Ⅲ すべての世代がともに支え合うまち

### 重点目標 1 安心して子育てできる環境づくりの推進

「子ども・子育て支援法」の基本理念では、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、企業など、その他の社会のすべての分野において、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならないとされています。

市町村の責務としては、子どもの健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されるよう、子どもと保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされています。

八雲町においては、今後も、子どもは将来の八雲町を拓く大切な宝であり、夢であるとの意味を込め、「みんなで交流 みんなで応援 みんなで育ち愛 子育てのまち八雲」を基本理念として、「第3期八雲町子ども・子育て支援事業計画」の着実な推進を図っていくことが重要です。

核家族化等を背景として、子育てをする親が孤立し、子育てに不安を感じる親が増加するとともに、子育て世代の負担感が增大していることが社会的な課題になっています。子育ては、性別に関わることなく、家族が一つになって担うべきものであり、社会全体で支えていく環境の整備がますます必要になっています。

「第3期八雲町子ども・子育て支援事業計画」を総合的・計画的に推進し、子どもにとっての幸せを守り、社会全体で子どもと子育て家庭を支え、健やかに安心して子育てができるまちづくりの実現を目指して、妊娠、出産、子育てにおける切れ目のない支援の充実を図ります。

#### 【主な取組】

取組内容	所 管
子育てに関する学習機会の提供	住民生活課
子育て支援事業の実施	保健福祉課
子育てに関する相談、支援の充実	住民サービス課

## 重点目標 2 高齢者、介護者への支援

八雲町においては、令和7年(2025年)に75歳以上の後期高齢者が3,000人を超え、総人口に占める後期高齢化率は22%に近づくと予測されています。

このような状況にあっても、八雲町は、農業や漁業において高齢者が現役で活躍するまちであることから、高齢になってもその人の持てる能力を活かし、地域に貢献することができるよう「活力ある85歳」という将来像を目標として、「八雲町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」の着実な推進を図っていくこととしています。

これを踏まえ、高齢者がいつまでも現役で活躍できるまちづくりを目指して、高齢者が社会の一員として、生きがいをもって活躍できるよう、生産活動やボランティア活動などの社会活動を促進するとともに、自由時間を有効に活用し充実して過ごせるよう環境の整備と提供に努めます。

### 【主な取組】

取組内容	所管
訪問型サービスの実施	保健福祉課
認知症カフェや家族会の開催	住民サービス課
高齢者の交流や学習機会の提供	社会教育課
介護予防に効果的な学習や活動の開催	教育事務所
認知症の理解促進や対策の周知、学習機会の提供	
介護に関する相談、支援の充実	

### 【推進指標】

指標内容	現状	目標値
高齢者の地域づくり活動への参加者の割合	3.7%	8.0%

### 重点目標3 障がい者に対する支援

障害者基本法では、「すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的な人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という理念が掲げられています。

障がいのある人もない人も、ともに地域で生活する仲間として人権を尊重し、協働によるまちづくりを進めていくという理念に基づき、障がいのある人への差別や偏見がなく、地域の中で安全に安心して暮らせるまち、障がいのある人が社会の一員として参加できるまちを目指して、「第4次八雲町障害者計画」の着実な推進を図っていくことが重要です。

これを踏まえ、差別や偏見がなく、誰もが平等に安全に安心して暮らし、社会の一員として自立し成長できるまちづくりを目指して、計画における施策を展開します。

また、未就学児から就学時まで一貫した切れ目のない支援が受けられるよう関係機関等と連携を図るとともに、障がいの特性や個々のニーズに応じた働く場や活動する場の確保に努めます。

#### 【主な取組】

取組内容	所 管
差別や虐待防止に向けた啓発活動の推進	保健福祉課
障がい者がいる家庭を対象とした相談、支援の充実	住民サービス課
障がい者の生活や就労に関する相談、支援の充実	学校教育課
特別支援教育の充実	

## 重点目標4 生涯にわたる健康づくりへの支援

高齢化社会をむかえ、町民一人一人が健康寿命をできるだけ長くしていくことが大切であり、町民自らが生活習慣や食習慣、運動習慣の改善に努めるとともに、健康診断による疾病予防や早期発見・早期治療を推進することが重要です。

このため、「第2期八雲町健康増進計画」を総合的・計画的に推進し、町民一人一人が自分らしい生活を尊重しながらも、お互いに協力し支えあって健康づくりに取り組み、心豊かに生活を楽しめるまちづくりを推進します。

これまで以上に、平均寿命と健康寿命を男女ともに延ばすことができるよう、次世代を含めたすべての人々の健やかな生活を維持していくため、喫煙防止の取組や飲酒の害に関する教育、薬物乱用防止を推進するとともに、成人には、町民ドック、住民健診や各種がん検診への受診勧奨をはじめとし、生活習慣病対策の強化やストレス、心の問題への対応、スポーツを通じた健康づくりなどに取り組みます。

### 【主な取組】

取組内容	所管
生活習慣病の予防や改善に関する健康相談の実施	保健福祉課
男性対象の料理教室の開催	住民サービス課
健康教育の充実	学校教育課
学校における食育の充実	学校給食センター
運動を通じた健康づくり事業の実施	

### 【推進指標】

指標内容	現状	目標値
胃がん検診の受診率	6.3%	※
大腸がん検診の受診率	5.7%	※
肺がん検診の受診率	8.0%	※
乳がん検診の受診率	14.4%	※
子宮頸がん検診の受診率	9.8%	※

※目標値は「第2期八雲町健康増進計画」策定にあわせて後日確定する。

## 重点目標5 生活困窮者に対する支援

核家族化の進行や地縁関係の希薄化など社会環境が大きく変化した中で、困難を抱える子どもとそうした家庭は特別な存在ではなく、地域全体で支えていく視点を持たなくてはなりません。

困窮層の保護者には、父親、母親ともに常勤・正規職員の割合が低い傾向があり、こうした保護者にとっては、子育てと正規就労に求められる長時間労働の両立が難しいことが要因の一つに挙げられます。

また、ひとり親世帯をはじめ、生活上の困難に直面している人々への就業支援など生活の安定に向けた継続的な取組が重要です。

生活困難になりやすいひとり親世帯や一人暮らし高齢者等に対し、それぞれの生活に応じたきめ細かな支援が必要になっています。特に、女性は男性に比較すると、性差に起因して複雑化・多様化した困難に立たされることが多いことから、様々な困難を抱える方々に対し、行政機関はもとより、関係する団体等と緊密に連携した支援に取り組めます。

### 【主な取組】

取組内容	所 管
生活困窮者等を対象とした相談、支援の充実	住民生活課 住民サービス課

## 基本方針Ⅳ 誰もが安全・安心に暮らせるまち

### 重点目標 1 ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントの防止と被害者支援

男女の経済力の格差や社会的地位の差などの社会構造に起因し、結果としてドメスティック・バイオレンス（DV）を受忍しなければならない環境におかれてしまう事例があります。

配偶者等からのDVは、外部から発見が困難な家庭内で行われるため、潜在化、深刻化しやすく、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であることから、あらゆる暴力を許さないまちづくりを推進する必要があります。

暴力には、身体的なもの、精神的なもの、性的なものなど様々な形態があり、これらの暴力は単独で発生することもあります。多くはいくつかの暴力が重なって生じることなどから、被害者は身体と心に深い痛手を負ってしまいます。

また、近年は、デートDV（交際中の恋人同士の間で起こる暴力）が懸念されており、子どもの頃からの予防教育や意識啓発が大切になってきています。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）は、優越的な地位にある者が、その力を利用して立場の弱い者に対して行うことが多く、被害者はその執拗な行為に耐え続けることにより、重大な精神的ダメージを受けることにもなります。

セクハラは、職場や学校等において、働く人や学ぶ人の能力の発揮と成長等を妨げるとともに、個人の尊厳や人格を不当に傷つけるものであり、決して許されるものではありません。

こうしたことから、DVとセクハラの防止と解決に向けた相談体制や支援体制を整備するとともに、その根絶に向けて社会における男女間の格差是正やジェンダー平等の視点に立った若年層からの教育を推進します。

#### 【主な取組】

取組内容	所管
DV、セクハラ防止や被害者支援制度等に関する情報提供	住民生活課
若い世代のDV、セクハラ防止に関する教育	住民サービス課
DV、セクハラに関する相談窓口の設置	学校教育課

#### 【推進指標】

指標内容	現状	目標値
DVを受けたり、見聞きしたりしたことがある人の割合	34.5%	20.0%
セクハラを受けたり、見聞きしたりしたことがある人の割合	45.7%	30.0%

## 重点目標 2 多様な性の理解と支援の推進

誰もが自由に自らが目指す分野に参画し、互いを認め合う社会の実現を図るためには、性の多様性への正しい理解を広げ、不当な差別や偏見のないまちづくりを推進していくことが重要です。

性的マイノリティの当事者は、自らの性的指向や性自認などを理由に悩み、少数派であるために周囲の人々の無理解や偏見から、生活のしづらさを感じていることがあります。

家族や友人などに相談しづらいことも、孤立感や将来への不安を助長する要素になります。

こうした現状を社会全体で改善していくために、性的マイノリティの人々がその個性と能力を発揮することができるよう、家庭や学校、地域社会等における理解と支援の推進に取り組みます。

また、公共施設における更衣室やトイレ等の施設の整備に努めるとともに、利用者全体の寛容な意識が広がるよう的確な周知に取り組みます。

### 【主な取組】

取組内容	所 管
性的マイノリティに関する情報提供	総務課
性的マイノリティに関する相談窓口の設置	学校教育課
性的マイノリティに関する教育	

### 【推進指標】

指標内容	現状	目標値
性的マイノリティ(LGBTなどを含む)という言葉も意味も知っている人の割合	77.6%	90.0%



### 重点目標3 ジェンダー平等の視点に立った防災、復興活動の推進

いつでも起こり得る地震や集中豪雨等の災害に備えることが自治体の根幹的な使命になっており、防災や被災時の対応、復興に関わる対策の整備が重要です。

特に被災時には、避難所での生活など、性別や年齢、多様性への配慮等、様々な課題が顕著に表れることに視点を当てた災害対応の検討を行うことが大変重要になります。

これまで、防災に関わる意思決定に参画する女性の割合が低く、多様な視点からの思考が十分でなかったことが指摘されており、地域防災計画等の策定や自主的な防災組織、避難所体制等の構築に当たって、ジェンダー平等の視点から女性の参画を推進し、固定的な役割分担に捉われず、町民が協力し合える防災活動等を推進します。

また、災害時には、平常時における社会的な課題が一層顕著になることが指摘されていることから、ジェンダー平等の視点に立った対策の検討を進め、多様な人々に配慮した備えにも努めます。

#### 【主な取組】

取組内容	所 管
防災や避難等に関する研修会や講習会の開催	危機対策課
災害対策に関わる会議等への女性の参画の促進	消防本部
女性消防団員の加入促進	
防災等に関する講習会の開催	

#### 【推進指標】

指標内容	現状	目標値
災害対策に関わる会議等における女性委員の割合	12.5%	30.0%
消防団員における女性消防団員の割合	5.4%	10.0%

## 用語解説 (アイウエオ順)

### 【アンコンシャス・バイアス】

アンコンシャス・バイアスは、日本語で「無意識の偏ったモノの見方」のことです。ほかにも、「無意識の思い込み」「無意識の偏見」「無意識バイアス」等と表現されることもあります。

具体的な事例として、

- ・血液型をきいて、相手の性格を想像することがある。
- ・性別、世代、学歴などで、相手を見ることがある。
- ・“親が単身赴任中です”と聞くと、まずは「父親」を思い浮かべる。
- ・「性別」で任せる仕事や役割を決めていることがある。
- ・男性から育児や介護休暇の申請があると、「奥さんは？」ととっさに思う。
- ・子育て中の女性に、転勤を伴う仕事の打診はしない方がいいと思う。

といった例が挙げられています。

### 【子ども・子育て支援法】

我が国における急速な少子化の進行や家庭と地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法等の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付や子どもと子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、平成 24 年(2012 年)に制定された法律です。

### 【持続可能な開発目標：SDGs】

持続可能な開発目標(SDGs：Sustainable Development Goals)とは、2001 年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2030 年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。

SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

### 【障害者基本法】

すべての国民が、障がいの有無に関わらず、等しく基本的な人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に則り、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のため

の施策に関する基本原則を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにすることなどを目的として、昭和45年(1970年)に制定された法律です。

### 【性的マイノリティ】

性のあり方は多様であり、生まれたときに割り当てられた性別(からだの性)だけで区別できるものではなく、性自認(こころの性)や性的指向(恋愛感情や性的な関心)、性表現(言葉づかいや服装、しぐさなど)は人それぞれです。

性的指向(SexualOrientation)と性自認(GenderIdentity)の頭文字をとってSOGI(ソジ・ソギ)と称されることもあります。これは、LGBTのように、特定の性的指向や性自認の人のみを対象とする表現でなく、すべての人に関わる概念として用いられます。

性的指向に関わる表現の例として、レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)があります。

また、性自認に関わる表現の一つとしてトランスジェンダー(「からだの性」と「こころの性」が一致しない人)があります。

それぞれの英語の頭文字をとって「LGBT」と言いますが、それだけでなく、男女どちらにも恋愛感情を抱かない人や、自分自身の性を決められない人・わからない人・決めたくない人などもおり、これらのセクシュアリティを含めて、LGBTQ、LGBTsといった表現がされる場合があります。

### 【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律】

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力が十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要になっていることに鑑み、これを迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的として平成27年(2015年)に制定された法律です。

### 【性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律】

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性の多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的として、令和5年(2023

年)に制定された法律です。

#### 【セクシュアル・ハラスメント】

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものです。

#### 【男女共同参画社会基本法】

男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年(1999年)に制定された法律です。

#### 【ドメスティック・バイオレンス】

英語の「domestic violence」をカタカナで表記したものです。略して「DV」と呼ばれることもあります。

この用語については、明確な定義はありませんが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いです。

#### 【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律】

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、平成13年(2001年)、議員立法により成立した法律です。

#### 【マタニティ・ハラスメント】

職場において、妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇止め・降格などの不利益な取扱いを行う男女雇用機会均等法等に違法する行為です。

○以下のような事由を理由とするものであり、

- ・妊娠、出産　・妊娠健診など　・産前産後休暇　軽易な業務への転換
- ・つわりなどによる労働能率の低下　・育児時間　・時間外勤務等をしない
- ・育児休業　・短時間勤務　・子の看護休暇

○以下のような、不利益取扱い(例)を行う行為です。

- ・解雇　・雇止め　・契約更新回数の引き下げ　・契約内容変更の強要
- ・降格　・減給　・賞与等の不利益算定　・不利益な配置変更
- ・不利益な自宅待機命令　・仕事をさせない、もっぱら雑務をさせる

### 【ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)】

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の啓発など、様々な活動において、自ら希望するバランスで展開できる状態です。このことは、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基盤として極めて重要です。